破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０６４号
埼玉県久喜市南３丁目７番31号　レオパレス久喜南Ⅱ105
破産者　赤川　直樹
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７９号
さいたま市見沼区大字東新井866番地37
破産者　中静　唯八
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２８５号
さいたま市北区盆栽町320番地４　プリムローズ202
破産者　関口　弘和
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
埼玉県熊谷市拾六間549番地８　プランタンネギシⅡ203
破産者　永井　隼人
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３０号
島根県出雲市大社町杵築西2563番地３
破産者　齋藤　泰子
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第９２４号
札幌市北区北23条西14丁目13番地１　リスペクト北23条602号
破産者　山下　友住
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２９号
埼玉県狭山市富士見１丁目19番２号　プレミール富士見207
破産者　長澤　敏志
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４４５号
埼玉県所沢市大字上安松794番地の６
破産者　松平　康則
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４５９号
埼玉県坂戸市南町26番７号光南コーポ202号室、前住所埼玉県坂戸市関間四丁目４番39号ライオンズガーデン若葉403号室
破産者　澤田　　修
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４９２号
埼玉県川越市三光町38番地１（アクティ川越２号棟204号室）
破産者　米田　　力
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２０号
相模原市南区上鶴間本町３丁目18番12号　ライオンズマンション町田駅前202号
破産者　木村麻衣子
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３５２号
相模原市南区上鶴間本町５丁目23番13号
破産者　日原　祥太
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３５３号
相模原市南区上鶴間本町５丁目23番13号
破産者　日原　浩平
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３５４号
相模原市南区上鶴間本町５丁目23番13号
破産者　日原菜保子
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３７１号
相模原市南区相模大野２丁目８番18号　グランシードＥⅠ―101
破産者　大貫　博一
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４４１号
相模原市中央区上溝４丁目15番19号
破産者　飯塚　美香（旧姓竹内）
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２２号
新潟県新発田市中曽根町２丁目６番２号　中曽根団地れんげ　208
破産者　笹川慎太郎
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１１５９号
愛知県尾張旭市平子町西320番地　ア・レーズ平子201号、従前の住所愛知県尾張旭市旭ケ丘町山の手124番地３
破産者　松本　典久
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３７４号
名古屋市名東区藤森２丁目60番地の１　ダッチパーソネージ
破産者　オステリアヒヅメこと　肥爪　　洋
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部